

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「〇地域に根ざし、人を大切に育てる学校 〇生徒の志を育む、一人ひとりのよさが輝く学校」を教育目標としているが、特に「人を大切に育てる」「一人ひとりの良さが輝く」ためには、人権教育の充実が不可欠である。そこで人権教育に重点をおいて取り組んでいるが、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、  
人権教育部会代表、生徒会主催者

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

柏原市立堅下南中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認）
	望ましい集団づくり（学級集団、班、部活動）	望ましい集団づくり（学級集団、班、部活動）	望ましい集団づくり（学級集団、班、部活動）	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
	家庭訪問 （家庭での様子の把握）	家庭訪問 （家庭での様子の把握）	家庭訪問 （家庭での様子の把握）	
5月	校内研修（配慮を要する生徒の情報共有）	校内研修（配慮を要する生徒の情報共有）	校内研修（配慮を要する生徒の情報共有）	P T A総会等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	宿泊学習（友人関係、集団づくり、社会性の育成）	小中合同校外学習（友人関係、集団づくり、社会性の育成）	修学旅行（友人関係、集団づくり、社会性の育成）	第1回学校評議員会
	いじめアンケートの実施（分析、計画立案）	いじめアンケートの実施（分析、計画立案）	いじめアンケートの実施（分析、計画立案）	
6月	いじめアンケートの結果を受けての取組み	いじめアンケートの結果を受けての取組み	いじめアンケートの結果を受けての取組み	いじめ撲滅キャンペーン等の実施（生徒会）
				公開授業、授業参観
				人権講演会
7月	学期末懇談会 （家庭での様子の把握）	学期末懇談会 （家庭での様子の把握）	学期末懇談会 （家庭での様子の把握）	第2回 いじめ対策委員会（進捗確認）
8月	校内研修（学級集団づくり、いじめ撲滅キャンペーンの等の実践交流）	校内研修（学級集団づくり、いじめ撲滅キャンペーンの等の実践交流）	校内研修（学級集団づくり、いじめ撲滅キャンペーンの等の実践交流）	教職員の資質・能力向上に係る研修会（夏季休業中に実施）

9月	南中祭（体育の部、文化の部）の取組みをとおし ての学級集団づくり	南中祭（体育の部、文化の部）の取組みをとおし ての学級集団づくり	南中祭（体育の部、文化の部）の取組みをとおし ての学級集団づくり	
10月	望ましい集団づくり（学級集団、班、部活動）	望ましい集団づくり（学級集団、班、部活動）	望ましい集団づくり（学級集団、班）	授業参観
	いじめアンケートの実施（進捗確認、取組みの検証）	いじめアンケートの実施（進捗確認、取組みの検証）	いじめアンケートの実施（進捗確認、取組みの検証）	
11月		職業体験学習（社会性の育成）		地域フェスタ
12月	学期末懇談会（家庭での様子の把握）	学期末懇談会（家庭での様子の把握）	学期末懇談会（家庭での様子の把握）	第3回委員会（進捗確認）
1月	学校評価アンケート	学校評価アンケート	学校評価アンケート	学校評価アンケート
2月				第2回学校評議員会
3月	学年末懇談（実態把握、取組みの検証）	学年末懇談（実態把握、取組みの検証）	学年末懇談（実態把握、取組みの検証）	第4回委員会（総括会議）

## 5 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

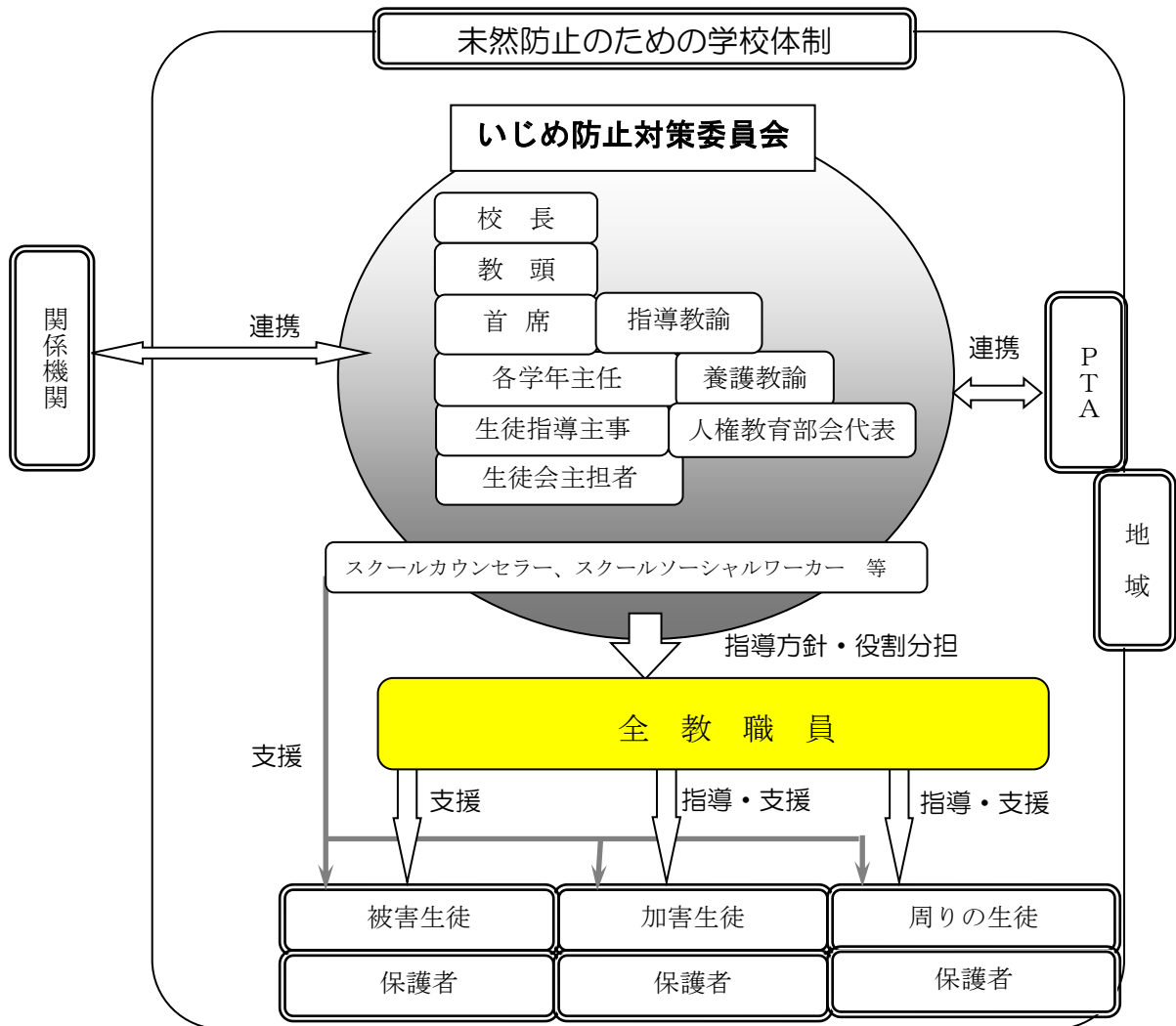
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力（暴力によらずに解決できる力）を育むことも必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感が得られる学校・学級・部活動づくりが重要であり、信頼関係にあふれた居場所づくり・絆づくりに積極的に取り組む。さらに、地域、家庭と一体となっていじめ防止の取組みを推進するために、啓発に努める。

以上の考えに立ち、本校では未然防止の学校体制を以下のとおりとし、全教職員で全力をあげて取り組む。加えて、保護者、地域に対しては、いじめ問題の取組みについての理解と協力を求め、学校と一体となって防止に向けて取り組む気運の醸成を図る。

### (体制)



## 2 いじめの防止のための措置

平素から教職員に対しては研修等を活用して、いじめについての共通理解を図り、それぞれの役割と責任について自覚を求めていく。さらに、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との危機意識を持たせ全力で未然防止にあたらせる。

また、平素より、生徒、保護者、地域に対して、「いじめは絶対に許されない人権侵害である」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめられてよい理由など一つもない」、「障がいのある子どもに対するいじめは差別事象である」等を継続的に発信し、学校および教職員一人ひとりがいじめに対して強い姿勢で臨むことを明らかにする。

特に、生徒に対しては、全教育活動を通して、居場所づくりや絆づくりをキーク

ードに学校づくりを進める中で、コミュニケーション能力の向上（ストレスコントロール力の向上を含む）、わかる授業・できる授業の充実、仲間づくりの推進、人権教育の充実、安全で安心な居場所づくりの推進等、個人と集団に対して多様な取組みを行う。以下に具体的に示す。

- (1) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、校区小学校との連携・協働を推進し、小中一貫教育を活用した「コミュニケーション科」の活動を充実させ、系統だった継続した指導を図る。
- (2) いじめに向かうストレスを授業中に高めていることがある。そのため、本校では小中教員による乗り入れ授業、習熟度別少人数授業、少人数クラス制（ユニット制）、小中教員によるワーキンググループ会議・合同研修会等を実施している。これら推進はもちろんだが、授業規律・学習規律の徹底を含めた授業改善をさらに充実させ、わかる授業・できる授業づくりを求めていく。
- (3) 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、肯定的評価活動を活用した班活動を取り入れ、仲間づくりを推進する。この取組みでは、困難な状況を乗り越えるような体験活動の場や機会を計画的に設け、自己有用感や自己肯定感を育む機会とする。
- (4) 全教育活動をとおしてなされる人権教育では、あらゆる差別を見抜く力を獲得させ、「差別をしない、させない、許さない」個人、集団を育成する。なお、人権教育を「いじめ撲滅キャンペーン」等の主体的な生徒会活動と関連づけ、生徒自らがいじめに立ち向かっていく姿勢の育成を図る。
- (5) 「いじめられる側にも問題がある」といったいじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方を払拭するため、教職員の資質能力の向上を意図した研修を行い、教職員間でいじめについて正しい知識による共通理解を図る。
- (6) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、座学を中心とした知識や情報の習得だけではなく、実践力を育むための社会体験や生活体験の場や機会を多く提供する必要がある。そのため本校では、居場所づくりや絆づくりを含めた豊かな社会性の育成を、小中一貫教育活動、学校行事、生徒会活動、特別活動、学級活動、部活動等の目的の一つとする。また、「いじめ撲滅キャンペーン」等を生徒会活動にも積極的に組み入れ、活動の活性化を図る。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしい

と考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そこで本校では、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう事例研修等を行い、個々の教職員の資質・能力の向上を図る。加えて、平素より保護者や地域との連携・協働を推進する中で学校への信頼感を高め、ささいな出来事でも相談や訴えができる関係を構築していく。

また、教職員個人の持つ情報は些細なことであっても集約すると大きないじめと捉えなければならないこともある。そこで、積極的な情報交換、情報共有の場や機会を日常的に意識して持ち、教職員集団としての力量の向上を目ざす。加えて、事象に対しては常に組織対応がなされるようにする。

## 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年2回実施するとともに、月1度の班長会議等で情報の収集にあたる。また、毎朝の学年打合せ、週1回の生徒指導部会議などで、教職員からの目撃情報等を収集する。

定期的な教育相談としては、担任が年度当初の家庭訪問や学期末懇談を利用して、年3回の個人面談を行う。また、日常の観察としては、管理職・生徒指導主事による登校時、担任による朝学活時や昼食指導時、学年教員等による休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回、授業担当教員による授業中、養護教諭による保健室入室時、部活動顧問による部活動時等に観察を行う。その際、ささいな兆候も見逃さないようアンテナを高く保つとともに、決して一人の教員で抱え込まないよう情報交換、情報共有に努め、組織対応を心がける。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため連絡を密にし、生徒の発するサインを見逃さないように努め、気になることがある場合には時をおかずに対応する。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を構築し、相談や訴えがあった場合には、他の生徒の目に触れぬよう場所、時間等に慎重に配慮してじっくりと悩みを聞く。

(4) 年度当初に、生徒、保護者を対象として校内の相談窓口を広く周知するとともに、校外の相談窓口等についても定期的に広く周知する。また、年3回「いじめ対策委員会」を開催し、組織として適切に機能しているか等を定期的に点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については記録に残すが、その対外的な取扱いについては、個人情報保護の観点に立って十分に配慮する。

## 第4章 いじめ事象への対応

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、外部機関とも連携して行う。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて

教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

#### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校



生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、技術科等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。